

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	平成	年	月	日から	法人名	
	平成	年	月	日まで		

第六号様式別表五の七（提出用）

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率($\frac{\quad}{100}$)	税額(イ)	旧税率($\frac{\quad}{100}$)	税額(ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式③	円				
	年400万円以下の金額 第6号様式④	000		円 00		円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式⑤	000		00		00
	年800万円を超える金額 第6号様式⑥	000		00		00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式⑦	000		00		00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑧	000		00		00
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式⑨					
	付加価値額 第6号様式⑩	000		円 00		円 00
資本金割	資本金等の額総額 第6号様式⑪					
	資本金等の額 第6号様式⑫	000		円 00		円 00
仮計		⑧+⑩+⑫ 又は ⑨+⑩+⑫	⑬	00		00
差引		(⑬の(イ)) - (⑬の(ロ))	⑭	00		

3. 平成27年改正法附則第8条第2項から第5項までの控除額に関する計算

③が30億円以下の場合の控除額	$\frac{⑭}{2}$	⑮	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\frac{⑭ \times (40 \text{億円} - ③)}{20 \text{億円}}$	⑯	00

4. 平成28年改正法附則第5条第2項から第5項までの控除額に関する計算

③が30億円以下の場合の控除額	$\frac{⑭ \times 3}{4}$	⑰	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\frac{⑭ \times (3 \times (40 \text{億円} - ③))}{40 \text{億円}}$	⑱	00

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	平成	年	月	日から	法人名	
	平成	年	月	日まで		

第六号様式別表五の七(控用)

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率($\frac{\quad}{100}$)	税額(イ)	旧税率($\frac{\quad}{100}$)	税額(ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式③					
	年400万円以下の金額 第6号様式④	000		00		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式⑤	000		00		00
	年800万円を超える金額 第6号様式⑥	000		00		00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式⑧	000		00		00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑨	000		00		00
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式⑩					
	付加価値額 第6号様式⑪	000		00		00
資本金割	資本金等の額総額 第6号様式⑫					
	資本金等の額 第6号様式⑬	000		00		00
仮計		⑧+⑪+⑬ 又は ⑨+⑪+⑬	⑭	00		00
差引		(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))	⑮	00		

3. 平成27年改正法附則第8条第2項から第5項までの控除額に関する計算

③が30億円以下の場合の控除額	$\frac{⑮}{2}$	⑯	00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\frac{⑮ \times (40\text{億円} - ③)}{20\text{億円}}$	⑰	00

4. 平成28年改正法附則第5条第2項から第5項までの控除額に関する計算

③が30億円以下の場合の控除額	$\frac{⑮ \times 3}{4}$	⑱	00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\frac{⑮ \times (3 \times (40\text{億円} - ③))}{40\text{億円}}$	⑲	00

第6号様式別表5の7記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第5項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「当該事業年度の月数②」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	
2 「調整後付加価値額③」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
3 「課税標準」、「新税率」及び「税額(イ)」	④から⑬までの各欄には、第6号様式の③から⑫までの各欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載します。	
4 「旧税率」	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあつては、平成27年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあつては、平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載します。 また、標準税率以外の税率が適用される法人については、各都道府県ごとに定められた税率を用います。	
5 「税額(ロ)」	「旧税率」により計算した金額については、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「控除額」(⑯から⑲までの欄)	これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。	